

## 大阪市告示第558号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、大阪市史編纂所刊行物（「大阪の歴史」、「大阪市史史料」、「新修大阪市史 史料編」第1巻から第22巻まで（ただし、第1巻、第2巻及び第14巻を除く。））の代金収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月17日

大阪市長 横山 英幸

### 1 指定公金事務取扱者

#### (1) 名称

大阪市史料調査会 理事長 堀田 暁生

#### (2) 事務所の所在地

大阪市西区北堀江4丁目3番2号

### 2 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年4月1日

### 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年4月1日

(大阪市史編纂所)